

# 社会福祉法人前橋あそか会役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、役員等の報酬に関する取扱いについて定める。

## (役員等の範囲)

第2条 役員等とは、定款に定める理事、評議員、監事のほか法人業務を取り扱う者をいう。内部役員とは、現に会のいずれかの事業所に籍を置く者をいう。

- 1.常勤役員: 常勤役員はこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- 2.非常勤役員: 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- 3.内部職員役員: 法人施設職員の者をいう。

## (報酬の種類)

第3条 報酬の種類は、下記のとおりとする。

- (1) 常勤役員報酬
- (2) 非常勤役員報酬
- (3) 交通費及び旅費
- (4) 常勤役員通勤手当

第4条 この法人は、理事会、評議員会、監査等の業務執行の対価として、別表のとおり報酬を支給することができる。

- 2.役員の報酬等は、常勤役員にあっては報酬月額および賞与とし、非常勤役員については、非常勤役員手当として報酬日額とする。

## (交通費及び旅費)

第5条 交通費及び旅費は、下記のとおり支給する。

	理事会・評議員会等 交通費	研修等出張旅費
理事長	支給なし	当会旅費規定に別途定める (本部会計より支給)
評議員・理事・監事等の外部役員	1日につき 1,000 円	同上
常勤役員	支給なし	当会旅費規定に別途定める (本部会計より支給)
内部職員役員 (施設管理者)	支給なし	本部会計からは支給なし

## (報酬の支払日)

第6条 報酬は、理事会、評議員会、監査日、また役員等が法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合の各開催日に支払う。

- 2.常勤役員報酬は、その月の月額の全額を毎月 25 日に支給する。但し、支給日が休日にあたるときは、法人給与規定第 22 条に準じる。

(支払方法)

第7条 報酬は通貨で、直接役員に支払う。

- 2.前項にかかわらず、次に掲げるものは支払うとき控除する。
  - (1) 法令に定められたもの。
  - (2) 役員等の同意を得て控除することを定めたもの。

(端数切捨て)

第8条 報酬の支払い計算上、円位未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

(退任役員慰労金の算定)

第9条 退任役員等に対する慰労金の額は、下記の基準に在任期間の年数を乗じて算出した金額とする。

(1)理事長

在任期間1年につき 50, 000円

(2)常務理事（常勤役員）

在任期間1年につき 150, 000円

(3)理事及び監事

在任期間1年につき 30, 000円

(4)評議員及び評議員選任・解任委員、第三者委員

在任期間1年につき 10, 000円

2. 在任期間の計算は、役員等就日を起として1年に満たない端数月の在任期間の計算は、1年に満たない端数月は6か月以上のときは切り上げ、6か月未満は切り捨てるものとする。  
また、役員を兼任している場合は上位の支給額にて支給する。  
但し、内部職員役員には支給しない。

(支給の方法)

第10条 退任慰労金は、役員等を退任した時点において、現金にて支給する。

(控除)

第11条 退任慰労金の支給にあたり、法定源泉税及び役員等が法人に対して負担する債務があるときは、その額を控除する。

(附 則)

この規程は、平成8年12月1日より実施する。

- 2 平成10年5月29日に一部を改定し、平成10年6月1日より実施する。
- 3 平成24年1月27日に一部を改定し、平成24年2月1日より実施する。
- 4 平成29年1月30日に一部を改定し、平成29年4月1日より実施する。
- 5 平成29年6月28日に一部を改定し、平成29年6月28日より実施する。
- 6 平成30年3月30日に一部を改定し、平成30年4月1日より実施する。
- 7 平成30年6月28日に一部を改定し、平成30年7月1日より実施する。
- 8 令和元年9月9日に一部を改定し、令和元年9月27日より実施する。
- 9 令和6年6月12日に一部を改定し、令和6年6月12日より実施する。